

## 職場における熱中症予防対策の徹底について（要請）

労働行政の運営につきましては、平素より格段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、平成 27 年は滋賀県の職場における熱中症による労働災害は 6 件発生し、近年では平成 23 年の 12 件次ぐ発生となりました。

本年は、気象庁の暖候期予報（6～8月）によると、滋賀県を含む西日本で、気温が平年並みか平年より高くなることが予想され、熱中症による労働災害が多く発生することが懸念されます。

滋賀労働局では、各事業者が講ずべき熱中症予防対策を定めた「職場における熱中症予防対策要綱」に基づく対策の徹底を図っているところですが、このたび、同要綱を改正し、単独作業の回避と、救急搬送の徹底について、対策の強化を図ったところ です。

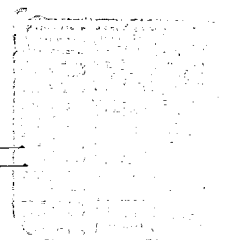
熱中症の予防のためには毎年繰り返しの注意喚起が重要と考えており、会員企業等に対して、改正要綱（別添）の周知を図っていただき、職場における熱中症の予防が徹底されるよう要請いたします。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

滋賀県支部長 田中 享 殿

平成 28 年 6 月 30 日

滋賀労働局長 大山 剛 二





平成 26 年 6 月制定（平成 28 年 6 月改定）

下線部が今般改定されました

滋賀労働局「職場における熱中症予防対策要綱」

事業者は、労働安全衛生規則などにおいて、水分・塩分の用意（義務）、休憩設備の設置（努力義務。著しく暑熱な場合は義務）、暑熱な屋内作業場での冷房・通風等による温湿度の調節（義務）、屋内作業場の溶融炉等からの輻射熱から労働者を保護する措置（義務）を講じることが求められている。

事業者は、こうした法令の遵守徹底を含め、次の具体的対策を講じ、労働者の熱中症の予防を図るものとする。

また、工事の発注者等は、受託者が次の対策を講じようよう配慮するものとする。

- 1 事前にWBGT値（暑さ指数）の予測値・実況値や高温注意情報を確認すること。
  - (1) ウェブサイト「環境省熱中症予防情報サイト」(<http://www.wbgt.env.go.jp/>)によりWBGT値の予測値や実況値を確認すること、気象庁の高温注意情報を確認すること、専用機器を用いて測定することなどにより、WBGT値を把握すること。
- 2 1で把握したWBGT値と、身体作業強度や熱への順応状況等に応じたWBGT値の基準値（表1、表2）も踏まえ、WBGT値の低減を図ること。
  - (1) 高温多湿な作業場所では、適度な通風を確保したり、冷房設備を設けること。
  - (2) 屋外や熱源のある場所では、直射日光をさえぎる簡易な屋根などを設けること。
- 3 作業者が水分と塩分の補給できるようスポーツドリンクなどを用意すること。自覚症状に関わらず定期的に摂取させること。
- 4 休憩場所を整備すること。
  - (1) 高温多湿な作業場所の近隣に、冷房を備えたり、日陰などの涼しい休憩場所を設けること。
  - (2) 身体を適度に冷やすことができるおしぼり、シャワーなどを用意すること。
- 5 クールジャケットやクールヘルメットなどの透湿性・通気性のよいものを作業者に着用させること。
- 6 熱への順化期間を設ける、作業時間を短縮する、長めの休憩を設ける、作業中の巡視を実施するなど、作業の管理を行うこと。特に、WBGT値が基準を超える場合の単独作業の回避、WBGT値が基準を大幅に超える時間帯の作業の中止を含めた見直しを行うこと。
- 7 健診で把握した熱中症発生に影響する疾患や、睡眠不足、体調不良、前日の飲酒、朝食を抜いていないか留意するなど、労働者の健康管理を十分に行うこと。
- 8 熱中症の発症、予防、救急処置などの労働衛生教育を行うこと。

特に、救急処置に関しては、日頃から緊急時の病院等の連絡先を周知し、必要な場合に直ちに救急搬送を行うことを徹底すること。